

# 富山市立呉羽中学校PTA会則

## 第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、富山市立呉羽中学校PTAと称し、事務所を呉羽中学校におく。

## 第2章 目的

第2条 本会は、生徒の健全な育成を図るため、保護者と教職員が平等な立場で協力し、学校教育や家庭教育について理解を深め、その振興を企画し、さらに生徒のすべての教育環境の改善充実に努め、生徒福祉の増進及び会員相互の研修と親睦を図ることを目的とする。

## 第3章 方針

第3条 本会は、教育を本旨とする民主的団体として活動し、他のいかなる干渉も受けてはならない。

## 第4章 事業

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 教育の振興助成に関すること。
- 2 教育施設の拡充に関すること。
- 3 生徒の研究助成並びに福祉に関すること。
- 4 生徒の校外指導及びその保護に関すること。
- 5 生活環境の整備改善に関すること。
- 6 会員の教養文化の向上と親睦に関すること。
- 7 その他必要と認めること。

## 第5章 会員

第5条 本会の会員は、次の通りとする。

- 1 呉羽中学校に在籍する生徒の保護者（P）。
- 2 呉羽中学校に勤務する教員及び職員（T）。

## 第6章 会計

第6条 本会の活動に必要な経費は、会費・寄付金・事業収入をもって賄う。

第7条 本会の会費は年2600円とし、10ヶ月に分けて会員より徴収する。ただし、同一保護者に二人以上の生徒が在籍する場合は、一子を2600円とし、二子以降を1600円とする。

第8条 本会の経理は、総会において決議された予算に基づいて行われる。

第9条 本会の会計決算は年1回とし、監査委員の監査を経て新旧執行部会に報告し、総会において承認を得るものとする。

## 第7章 事業年度及び会計年度

第10条 本会の事業年度及び会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第8章 役員

第11条 本会には、次の役員をおく。

- 1 会 長 1名 [P]
- 2 副 会 長 6名以上 [P 5名以上（内事務局1名以上）、T 1名（事務局）]
- 3 議 長 1名 [P]
- 4 総 務 2名 [P 1名（事務局副会長兼務）、T 1名]
- 5 書 記 1名 [P 1名（事務局副会長兼務）]
- 6 庶 務 1名 [T 1名]
- 7 会 計 2名 [P 1名（事務局副会長兼務）、T 1名]
- 8 専門部長 専門部規定による[P]
- 9 学年部長 学年委員選出規定による[P]
- 10 支 部 長 9名 [P]  
(呉羽校区3名、長岡・老田・寒江・古沢・池多校区及び広域各1名)
- 11 顧 問 校長、教頭、PTA前会長
- 12 アドバイザー 会長が認めた前年度役員

第12条 役員の任務は、次の通りとする。

- 1 会長 本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長 会長を補佐し、事業の企画及び立案等の実務にあたり、時には会長および議長の任務を代行する。
- 3 議長 総会・全体委員会・執行部会の議事運営にあたり、会長不在時等に会長代理として任務を代行する。
- 4 総務 各種案内・資料の作成、起案、連絡調整、各種行事運営にあたる。
- 5 書記 総会・全体委員会・執行部会の記録や資料の作成にあたる。
- 6 庶務 各種案内・資料の配布、連絡調整にあたる。
- 7 会計 会計処理と資産管理の他、予算・決算の原案作成、総会における予算・決算の提案にあたる。
- 8 専門部長 各専門部会活動の企画運営にあたる。副部長は部長を補佐する。
- 9 学年部長 各学年活動の企画運営にあたる。副部長は部長を補佐する。
- 10 支部長 各校区活動の運営にあたる。
- 11 顧問 会長の諮問に応じる。
- 12 アドバイザー 必要に応じ、活動や事業のアドバイスを行う。

第13条 役員の選出方法は、次の通りとする。

- 1 会長・副会長・議長は、第20条に定める選考委員会において選出し、総会において承認を受けるものとする。
- 2 T総務・庶務・会計は、T会員より選出し、総会において承認を受けるものとする。
- 3 専門部長・副部長は、互選により選出する。
- 4 学年部長・副部長は、互選により選出する。
- 5 支部長は、各校区の会員より選出する。

#### 第9章 委員

第14条 本会には、次の委員をおくことができる。

- 1 学年委員 学年委員選出規定による [P]
- 2 学校委員 若干名 [T]
- 3 地区委員 [P]
- 4 監査委員 2名 [P、T各1名]

第15条 委員の任務は、次の通りとする。

- 1 学年委員 学年会員の意見や希望を収集して、学級及び学年活動を推進する。
- 2 学校委員 T会員の意見や希望を収集し、本会の企画運営にあたる。
- 3 地区委員 本会の事業に対して地区の推進力となり、事業の遂行にあたる。
- 4 監査委員 会計事務の監査を行う。

第16条 委員の選出方法は、次の通りとする。

- 1 学年委員 学年委員選出規定により選出する。
- 2 学校委員 T会員より選出する。
- 3 地区委員 地区別に地区会員より実情に応じて選出する。
- 4 監査委員 別に定める輪番表により選出し、総会において承認を受けるものとする。

#### 第10章 兼務及び任期

第17条 役員及び委員の任期は、1年とする。ただし、兼務及び再任を妨げない。

なお、欠員が生じた場合は補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

#### 第11章 総会

第18条 総会は、本会の最高議決機関で年1回開催し、会員の3分の1（委任状を含む）以上の出席をもって成立する。ただし、必要ある場合は臨時に開催することができる。

総会に付すべき事項は次の通りとし、決議事項は総会出席者の過半数以上の同意をもって決定し、全会員に報告するものとする。

- 1 前年度事業報告及び決算報告と承認
- 2 本年度事業計画案及び予算案と承認
- 3 会長・副会長・議長・会計・監査委員の承認
- 4 その他の審議事項

## 第12章 活動機関

第19条 本会の運営を円滑に進めるために、次の活動機関をおく。

- 1 全体委員会  
役員・委員で構成し、会務及び運営について審議する。なお、総会までの代行決議機関とし、執行事項については、次の総会において承認を受けるものとする。
- 2 執行部会  
役員で構成し、事業計画に基づいて本会の企画運営にあたり、専門部会・学年部会・支部長会の連絡調整にあたる。
- 3 専門部会  
本会には、目的達成のため専門部を置くことが出来る。
- 4 専門部の活動については、専門部規定で定める。
- 5 支部長会  
各支部活動の情報交換を図る。

第20条 選考委員会

現役員及び次期支部長で構成し、次期会長・副会長・議長の選出にあたる。

第21条 特別委員会

執行部会が必要と認めるとき、特別委員会を設けて活動を進めることができる。

第22条 選考委員会及び特別委員会は、その目的を達成したときに解散する。

## 第13章 召集

第23条 総会・全体委員会・執行部会・支部長会・選考委員会は、会長が召集する。  
その他の部会は、関係する部長が召集する。

## 第14章 会則改正

第24条 本会の会則は、全体委員会の審議を経て、総会出席者の過半数以上の賛成をもって改正することができる。改正条項は付則として、年度順に明記する。

## 第15章 細則

第25条 表彰規定

本会の振興発展に寄与した連続2年以上の役員経験者を、総会において表彰する。

第26条 弔事規定

会員に関わる弔事は、弔電・香典・参列等により弔意を表す。運用については、内規に定める。

## 第16章 その他

第27条 諸規定

本会の次の事項は会則で定めるものを除いて諸規定でこれを定め、全体委員会の承認を得て変更する。

- 1 学年委員選出規定
- 2 専門部規定
- 3 旅費規程、慶弔およびその他規程

付則 この会則は、平成11年4月27日より施行する。(会則全体の見直し及び追加)

平成19年4月20日 第11条8 支部長8名 下村は校区外となる。

平成22年4月23日 第11条8 支部長9名 広域支部追加

平成24年4月20日 第8章、第9章、第12章の一部見直し及び第16章の追加 諸規定追加

平成25年4月19日 第13条の一部見直し及び諸規定の変更

平成26年4月18日 第11条、第14条の一部見直し、諸規定の変更と追加

平成28年4月23日 第7条 本会の会費金額の変更

平成31年4月19日 第11条4 総務 [P1名] 追加、

5 書記 [P1名] 事務局へ変更、

6 庶務 [T1名] 追加

第12条2 副会長、3 議長の任務内容変更、

4 総務 [P1名]、6 庶務 [T1名] 追加

第13条 2 T側役員の選出方法追加・変更

第27条 3 旅費規程、慶弔およびその他規程追加

## [諸規定]

### 第1章 学年委員選出規定

会則14条及び16条による学年委員の定数及び選出方法については、この規定の定めるところによって行なう。

第1条 学年部の定数は次の通りとする。

1 定数は執行部会にて審議する。

第2条 選出方法は次の通りとする。

1 委員選出方法は執行部会にて審議する。

### 第2章 専門部規定

会則19条による専門部はこの規定の定めるところによって行なう。

第3条 専門部は各年度の方針により必要な専門部を設けることが出来る。

1 専門部数と各定数は執行部会にて審議する。

2 全体委員会にて承認(内定)を得る。

第4条 委員選出方法は次の通りとする。

1 委員選出方法は執行部会にて審議する。

### 第3章 旅費規程、慶弔およびその他規程

別紙、『旅費規程』および『慶弔およびその他規程』による。